

令和5年7月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和5年7月総会議事録

1 日 時 令和5年7月14日（金） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件
議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (4件)
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (2件)
- 第3号 農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の承認について
(利用権3件・農地中間管理事業に係る利用権117件)

報告事項

- 1 農地法第3条第1項第13号の規定による届出の受理について (1件)
- 2 土地現況証明報告（非農地証明） (3件)
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）
(5件・農地中間管理事業に係る合意解約135件・
農地中間管理事業に係る耕作者の変更15件)
- 4 土地造成届出受理報告
- 5 その他
 - ・次回総会 8月15（火） 午前10時00分から 市役所4階会議室
 - ・現地調査 8月 3日（木） 予定
 - ・委員改選に伴う臨時総会 7月20日（木） 市役所4階会議室

4 出席委員（19人：議席順）

- | | | |
|--------------------|-----------|-----------|
| 1番 野中 保志 | 2番 藤川 久志 | 3番 大田 寛治 |
| 4番 林 一志 | 5番 深水 一男 | 8番 名和田 栄治 |
| 9番 大田 裕美 | 10番 大汐 光晴 | 12番 林 弘幸 |
| 13番 岡本 勇二 | 14番 木村 正雄 | 15番 中野 晴人 |
| 16番 末永 恵子 | | |
| 18番 松田 昭洋（会長職務代理者） | | |
| 19番 大野 耕作（会長） | | |

5 欠席委員（4人）

- | | | |
|-----------|---------|-----------|
| 6番 河野 八千代 | 7番 高林 司 | 11番 岡島 史真 |
| 17番 山近 洋祐 | | |

6 農業委員会事務局職員

事務局長	角谷 隆士
事務局長補佐	坂倉 幸三
書 記	北村 実瑛

7 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和 5 年 7 月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案 3 件、報告事項 4 件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶といたします。

引き続き、6 月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和 5 年 7 月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は 19 名、本日の出席委員は 15 名、欠席委員は 4 名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

1 番、野中保志委員、2 番、藤川久志委員、よろしくお願いをいたします。

議事に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。1 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 5 年 7 月 14 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 537 m²。ほか 6 筆。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●市大字●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、経営基盤の安定を図ることを考えていたところ、譲渡人から借地等の譲渡の申し出があり、これに応じることとした。

譲渡人は、●●市に在住し、田は譲受人に貸付、畑は高齢の母が野菜を作っているが、今後も自作の用途がたたないことから、譲受人に譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。●●から西へ約 600m から 900m に位置する農地です。

また、3 ページから 5 ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 12 番、林委員、補足説明をお願いいたします。

1 2 番

12 番、当地区担当の林です。

7 月 4 日、大野会長、事務局、上手推進委員で、現地調査をいたしました。

申請地につきましては、●●地区にあり、圃場の状況については、事務局の説明のとおりでございますが、譲渡人は、市外に住まわれているため維持管理が難しく、また、●●家には、ご高齢の母親が一人暮らしの状況で、これからの管理も難しい状況です。

譲受人の●●さんは、イチゴ農家をされており、施設につきましても、昔から利用権設定をされ、現在まで耕作されております。

以上のことから、何も問題はないと思われますので、皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
引き続き、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。

番号2。

これは、番号1と関連した案件となります。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は168㎡。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、経営基盤の安定を図ることを考えていたところ、譲渡人から借地等の譲渡の申し出があり、これに応じることとした。譲渡人は、高齢のため耕作もままならず、子が隣接地を譲受人に譲渡することから、本地も一連で譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び6ページをご覧ください。●●から西へ約850mに位置する農地です。

また、7ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作される

事務局長 補佐	ものであり、該当はいたしません。 第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。 以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。
議 長	引き続いて、当地区担当 12 番、林委員、補足説明をお願いいたします。
1 2 番	12 番、林です。 先ほどの、番号 1 に隣接する農地ですが、小さい畑であり、先ほどの説明で申しましたとおり、●●さんは、イチゴ栽培をされております。 この農地を、これからの計画といたしまして、苗床に使いたいという計画をされておることから、この度、購入されると思われます。 何ら問題ないと思いますので、皆様のご審議をお願いいたします。
議 長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。 (質問、意見なし)
議 長	質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。 よって、本件は、許可することに決定をいたしました。 引き続き、番号 3 について、事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは、説明いたします。 番号 3。 土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況とも畑、面積は 190 m²。 譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。 譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。 理由としまして、譲受人は、以前から近くに野菜を作付けする農地を探

事務局長
補佐

していたところ譲渡人から譲渡の申し出があったのでこれに応じることとした。譲渡人は、畑の管理が困難となり、農業後継者もないことから、畑に近い譲受人に譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び8 ページをご覧ください。●●から南南西へ約 800m に位置する農地です。

また、9 ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当、7 番、高林委員が補足説明をされるようですが、現地調査と本日は欠席されておりますので、私が代わってご説明いたします。

7 月 4 日、推進委員と事務局と私で、現地の確認を行いました。

現地は、●●地区の●●小学校の裏手にある畑でございます。進入路がないため、他の人が取得しても、耕作できるような農地ではなく、ほかに適当な人もいないと思います。

慎重審議のうえ、ご決定いただきますよう、お願い申し上げて、私の説明を終わらせていただきます。

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

議 長

本件を、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

引き続き、番号4について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。2ページをご覧ください。

番号4。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況とも畑、面積は512㎡。

譲受人は、●●市●●町大字●●▲▲番地▲、●●▲▲号、●●さん。

譲渡人は、●●県●●市●●町●●▲▲番地、●●▲▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、申請地付近への移住を計画していたところ、長門市定住支援の情報により本件申請地と住宅の情報が掲載されていたため、住宅とともに取得することとした。譲渡人は、生活の拠点が県外にあり、申請地を維持管理していくことが困難であることから、空き家バンク登録をしており、購入希望者が出たため譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び10ページをご覧ください。●●から北西へ約1.6kmに位置する農地です。

また、11ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

	以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	引き続いて、当地区担当、15 番、中野委員、補足説明をお願いいたします。
1 5 番	15 番、中野です。 7 月 4 日、大野会長、事務局の方々、そして、藤井推進委員さんと現地の確認を行いました。 事務局からの説明どおりでございますが、改めて、定住支援の情報というのはとても大事なと、私自身も強く感じました。 何も問題はないと思いますが、皆様の慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。
1 0 番	はい。
議 長	はい、どうぞ。
1 0 番	10 番、大汐です。 審査基準の中で、移住されるにあたって、4 番目の常時従事要件についての日数とか、1 番目の農機具の保有状況とかありますが、審査の基準というものの、判断材料を教えてください。
事務局長 補佐	今回の案件に関して、ということでしょうか。 7 月 4 日に、中野委員さん、藤井推進委員さんと、事務局とで現地の確認を行いました。 先ほども申し上げましたけれども、現地は、果樹が数本植えられておりまして、現状で草刈りだけされれば、収穫はできるのかなと。 いわゆる、家庭菜園的な形での維持管理はできるであろうと判断させていただきました。 また、現在は農機具は保有していないが、今後の作付けの状況にしたがって、農機具を追加で購入するということでしたので、問題ないと判断させていただきました。
1 5 番	分かりました。

議 長

よろしいでしょうか。

空き家バンクを利用して、一緒に土地を求めるということで、担当地区の方にとったら使ってもらえるからということで、大変喜んでいらっしゃると思います。

他にどなたか、質問がある方は、ご発言をお願いしたいと思います。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。3ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年7月14日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については登記簿、現況ともに田、面積は2,992㎡。

権利の種類は所有権の移転です。

譲受人は、●●市●●区●●町▲丁目▲番▲号、株式会社●●、代表取締役、●●さん。

譲渡人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、●●さん。ほか1名です。

転用の目的は、太陽光発電設備です。

理由としまして、譲受人は、太陽光発電設備の対象地を探していた。他にも探していたが、土地の広さや価格等の面から断念。土地の面積も広く周辺に高い建物の建築も想定されていない。また、日照量や価格で適切だと判断し購入地として選択。譲渡人は、2名とも姉妹であり、県外に在住している。しかし、維持管理が困難であり、今後の利用予定がないため売買に応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 12 ページをご覧ください。●●から北東へ約 1.4km に位置する農地です。

また、13 ページには公図、14 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、小集団の農地の一部で農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地となります。農地法第 5 条第 2 項第 2 号が適用され、許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の預金残高証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2)被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により農業用排水路に排出し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 4 番、林委員、補足説明をお願いいたします。

4 番

4 番、林です。

7 月 4 日、大野会長、事務局の方々、推進委員の大田さんと一緒に、現地確認をいたしました。

この土地は、JR と国道の間にあります。右隣はすでにソーラーパネルが建っており、左隣もソーラー建設予定地になっていて、この辺り一体がソーラーパネルで埋め尽くされるようになると思います。

この件に関しては、別に問題ないと思います。

皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
引き続き、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。
番号2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については登記簿、
現況ともに畑、面積は144㎡。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、●●▲▲番地、宗教法人●●、代表、●●さん。

譲渡人は、●●市●●区●●町▲丁目▲▲番▲▲号●●▲▲号、●●さん
です。

転用の目的は、駐車場です。

理由としまして、譲受人は、寺院の周辺道路が狭く、駐車場が必要なため。
譲渡人は、自宅が遠方にあり、維持管理が困難であるため、売買に応
じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び15ページ
をご覧ください。●●から東へ約500mに位置する農地です。

また、16ページには公図、17ページには土地利用計画図を添付して
おります。

ここで、「農地法審査基準」4ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、申請地はおおむね10ha以上の規模の一団
の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当します。原則転用が認め
られませんが、農地法施行規則第33条第4号が規定する、住宅その他申請
に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要
な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、許可可能であると考え
ます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていた

できます。

(1)農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の預金残高証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2)被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、地下浸透及び自然流下により農業用排水路に排出し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当委員は私でございますので、補足説明をいたします。

7 月 4 日、事務局、宮本推進委員と、現地確認を行いました。

現地は、●●バイパス、●●交差点から●●方面に向かって山陰本線の高架橋を越えていって左側にあるところです。

現地につきましては、大変な藪になっておりまして、タヌキやヘビなどの住処になっておる可能性があります。近隣の方には大変迷惑になっておりますので、駐車場になれば、とても喜ばれると思います。

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、御意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 3 号、農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。4 ページをご覧ください。

議案第 3 号、農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による下記農地利用集積等促進計画の申請があったので、審議を求める。

令和 5 年 7 月 14 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和 5 年 8 月 1 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。

賃貸借ですが、日置地区が、1 件 1 筆の 4,875 m²、油谷地区が、1 件 1 筆の 2,062 m²、計が、2 件 2 筆の 7,926 m²となります。

使用貸借については、三隅地区が、1 件 1 筆の 989 m²となります。

合計しますと、三隅地区が、1 件 1 筆の 989 m²、日置地区が、1 件 1 筆の 4,875 m²、油谷地区が、1 件 1 筆の 2,062 m²。

総計が、3 件 3 筆の 7,926 m²となります。

詳細につきましては、5 ページ以降をご覧ください。

次に、7 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、1 件 2 筆の 3,221 m²、長門地区が、108 件 275 筆の 429,308 m²。

合計で、109 件 277 筆の 432,529 m²となります。

使用貸借については、三隅地区が、2 件 4 筆の 5,766 m²、長門地区が、5 件 14 筆の 15,053 m²。

合計で、7 件 18 筆 20,819 m²となります。

合計しますと、三隅地区が、3 件 6 筆の 8,987 m²、長門地区が、113 件 289 筆の 444,361 m²。

総計で、116 件 295 筆の 453,348 m²となります。

詳細につきましては、8 ページ以降をご覧ください。

改正前基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。併せて、議案全体について質問、ご意見等ござい

	ましたら、ご発言をお願いします。
16 番	はい。
議 長	はい、どうぞ。
16 番	16 番、末永です。 利用権設定の中で、5 ページの 3 番目、●●さんについてですが、年齢が 89 歳ということで、契約期間中に耕作ができなくなる可能性があるかと思えますけれども、現在、お一人で農業されているのか、それとも後継者の方がいらっしゃるのかどうか。
議 長	どなたか、●●でご存じの方はおられますか。
1 番	はい。
議 長	はい、どうぞ。
1 番	1 番、野中です。 後継者の方は、娘さんが同居されているのは知っていますが、農作業をされているかどうかは分かりませんが、ご夫婦でされています。
16 番	分かりました。
議 長	私は、●●さんと以前から交流があり、今も現役で元気に活躍していらっしゃいます。 他にどなたか、質問がある方は、ご発言をお願いしたいと思います。 (質問、意見なし)
議 長	質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。 本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。 よって、本件は、承認することに決定をいたしました。 引き続きまして、報告事項に入ります。

議 長	報告事項 1 について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、説明に入らせていただきます。21 ページをご覧ください。 報告事項 1、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出の受理について。 農地法第 3 条第 1 項第 13 号及び同法施行規則第 15 条の規定による届出書を受理したので報告いたします。 番号 1。 土地の所在ですが、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田。面積は 2,684 m²。ほか 7 筆、合計面積、11,426 m²。 譲受人は、認定農業者等への農用地等の利用集積を推進するため、規模縮小農家等から農地を買入れ、担い手へ再配分する農地売買等事業を行う公益財団法人●●。 譲渡人は、●●市●●町●●▲▲番地▲、●●さんです。 令和 5 年 6 月 20 日に、届出書を受理しております。 報告事項 1 については、以上でございます。
議 長	ただ今、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議 長	続きまして、報告事項の 2 の説明をお願いします。
事務局長	報告事項 2、土地現況証明報告です。 番号 1。 土地の所在、大字●●字●●、▲▲番▲、登記地目は田、面積は 62 m²。 申請者は、●●市大字●●▲▲番地▲、●●さん。 現地は水路となっており、農地としての活用は不可能な状態となっていることから、令和 5 年 7 月 4 日に大野会長、林委員、上手推進委員、事務局とで現地を確認し、令和 5 年 7 月 4 日付けにて、水路として証明をしております。 ほか 2 件の証明をしております。 以上でございます。
議 長	ただいま、事務局より報告事項 2 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項 3 の説明をお願いいたします。

事務局長

説明の前に訂正がございます。40 ページをご覧くださいと思います。
番号 102、●●さんの案件につきまして、取り下げがございましたので削除してください。

それでは、説明いたします。23 ページをご覧くださいと思います。

報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、通常の利用権設定に係る合意解約でございます。

番号 1。

通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地、●●さん。

借受人は、●●▲▲番地、●●さん。

土地の所在は、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は田、面積は 1,134 m²。ほか 1 筆。

令和 5 年 7 月 31 日に合意解約の予定でございます。

ほか 4 件の合意解約でございます。

続きまして、24 ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る合意解約でございます。

番号 1。

貸付人は、●●▲▲番地、●●さん。

借受人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、公益財団法人●●。

転借人は、●●▲▲番地、●●相続人、●●さん。

土地の所在は、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は田、面積は 555 m²。
ほか 1 筆。

令和 5 年 6 月 29 日に合意解約しております。

ほか 133 件の合意解約となります。

続きまして、46 ページをご覧くださいと思います。

農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更でございます。

番号 1。

旧賃借人は、●●▲▲番地、●●相続人、●●さん。

新賃借人は、●●▲▲番地、●●さん。

土地の所在は、●●字●●、地番▲▲番▲、地目は田、面積は 1,536 m²。
ほか 2 筆。

契約期間は、令和 5 年 6 月 30 日から令和 8 年 11 月 30 日までとなっております。

ほか 14 件の合意解約による耕作者の変更でございます。

報告事項 3 については、以上となります。

議 長	ただ今、事務局より報告事項 3 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議 長	続きまして、報告事項 4 について説明をお願いします。
事務局長	それでは、説明をいたします。50 ページをご覧ください。 報告事項 4、土地造成届出受理報告でございます。 番号 1。 内容としましては、当該農地は水利の便が悪いため、畑地として造成し果樹を栽培するものです。 令和 5 年 7 月 4 日付けで受理通知を行っております。 以上でございます。
議長	ただ今、事務局より報告事項 4 についての説明がございましたが、よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議長	報告事項は以上となります。 続きまして、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。
事務局長 補佐	まず、次回の農業委員会定例総会ですが、8 月 15 日、火曜日、9 時 30 分から開催する、農地利用最適化推進委員委嘱状交付式及び農地パトロール合同説明会が終了した後、長門市役所本庁 4 階会議室で開催いたします。 委嘱状交付式及び農地パトロール合同説明会へのご参加もよろしくお願いいたします。 なお、現地調査につきましては、8 月 3 日、木曜日を予定しております。該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等連絡いたしますので、ご立会をよろしくお願いいたします。 最後に、委員改選に伴う臨時総会を、7 月 20 日、木曜日に開催いたします。留任される委員の皆様方は、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。 事務連絡については、以上となります。
議長	それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。 ご苦勞様でございました。

終了時間 午前 10 時 28 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和5年7月14日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 野 中 保 志

議事録署名委員 藤 川 久 志